

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【公開番号】特開2016-117588(P2016-117588A)

【公開日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2016-039

【出願番号】特願2016-32911(P2016-32911)

【国際特許分類】

B 6 5 H 27/00 (2006.01)

B 6 5 H 20/12 (2006.01)

F 1 6 C 13/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 27/00 Z

B 6 5 H 20/12 Z

F 1 6 C 13/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月1日(2016.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

加温状態を保ちながら、帯状シートを搬送するサクションローラであって、前記帯状シートを吸着するための吸着孔が、外周面に複数穿孔されている、金属製外筒体、及び

前記金属製外筒体に内嵌され、前記吸着孔に連通する1または2以上の吸引路が外表面のローラ軸方向に凹設された溝として延設され、中空部を有する金属製内筒体を備えていて、

前記吸引路は、前記金属製内筒体の外表面に凹設された溝であり、

前記吸引路に接続される負圧源により、前記吸引路を通じて前記吸着孔を減圧することで、前記帯状シートが前記金属製外筒体に吸着されるサクションローラ。

【請求項2】

前記サクションローラの軸方向長さは、550～2000mmである請求項1に記載のサクションローラ。

【請求項3】

前記内筒体の中空部及び前記内筒体内周面、または、前記内筒部の中空部と前記内筒体内周面のうちどちらか一方に加熱源が付設されている請求項1～2のいずれか1項に記載のサクションローラ。

【請求項4】

前記外筒体及び前記内筒体、または、前記外筒体と前記内筒体のうちどちらか一方を構成する金属は、アルミニウム、マグネシウム、銅、真鍮、ステンレスまたはその合金である請求項1～3のいずれか1項に記載のサクションローラ。